

〈 学術集会運営規則 〉

第1条 学術集会は、総会会長が主宰する。

第2条 総会会長は、関連法令を遵守して学術集会の運営にあたらなければならない。

第3条 当法人は、学術集会の運営資金を補助するため、総会会長に対し助成金を支給することができる。

第4条 総会会長は、学術集会終了時点をもって、学術集会の収支を取りまとめた会計報告書（当法人指定の様式に限る。）を作成し、当法人の理事会に提出及び報告しなければならない。

2 総会会長は、学術集会終了から7年間、前項の会計報告に係る証憑等を保存しなければならない。

第5条 前条第1項の会計報告書は公開しないものとする。ただし、当法人への寄付金等及び学術集会開催にあたっての寄付金等を募集する場合は、この限りではない。

第6条 学術集会の収支に係る税金は、総会会長が負担する。ただし、その税務申告及び税金の納付は、当法人名義で行うものとする。

2 総会会長は、当法人から学術集会の収支に係る税額の通知を受けた場合は、その税額を当法人に対し速やかに支払わなければならない。

第7条 総会会長は、学術集会の収支に損失が生じないように努めなければならない。

2 やむを得ない事情により学術集会の収支に損失が生じた場合において、総会会長からの申出があった場合、当法人は、その損失額を上限として助成金を加給することができる。

3 学術集会の収支に利益が生じた場合、総会会長は、当法人に対し、つぎに掲げるとおり、利益の金額（税引後利益の金額をいう。以下同じ。）に応じて第3条の助成金を返還しなければならない。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ① 利益の金額が助成金の金額を超える場合 | 助成金の全額 |
| ② 利益の金額が助成金の金額以下の場合 | 助成金のうち利益の金額に相当する金額 |

第8条 上記各条項に定めのない事項については、都度、理事会で取り決める。